令和4年6月6日開会

令和4年第2回

杵築市議会定例会議案

目 次

議案第56号 令和4年度杵築市一般会計補正予算(第3号)

- 補 正 予 算 書 1 ペ ー ジ -

議案第57号 令和4年度杵築市水道事業会計補正予算(第1号)

- 補 正 予 算 書 5 ペ ー ジ -

議案第58号 杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償等に関する条例の一部改正について

- 議 案 書 3 ペ ー ジ -

議案第59号 杵築市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について

- 議 案 書 5 ページー

報告第15号 専決処分の承認を求めることについて

(令和4年度杵築市一般会計補正予算 (第2号))

- 議 案 書 7 ページー

報告第16号 繰越明許費繰越計算書について (令和3年度杵築市一般会計)

- 議 案 書 8 ペ ー ジ -

報告第17号 繰越計算書について

(令和3年度杵築市水道事業会計)

- 議 案 書 12 ペ ー ジ -

報告第18号 繰越計算書について (令和3年度杵築市下水道事業会計)

- 議 案 書 14 ペ ー ジ -

報告第19号 専決処分の報告について - 農 素 書 16 ページ -

議案第58号

杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償等に関する条例の一部改正について

杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月6日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償等に関する条例の一部を改正する条例

杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年杵築市条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表中

Γ

防災会議委員	日額	4,500円
--------	----	--------

| を

Γ

防災会議委員	学識経験者	日額	10,	000円
	委員			
	委員	日額	4,	500円

」に、

「水道事業審議会委員」を「上下水道事業審議会委員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

議案第59号

杵築市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について

杵築市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を次のよう に定める。

令和4年6月6日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

杵築市特定公共賃貸住宅条例(平成17年杵築市条例第172 号)の一部を次のように改正する。

別表下原団地の項を次のように改める。

下原団地	杵築市大字南杵築1683	給湯設備が深夜電
	番地	力仕様のもの
		46,180円
		給湯設備がガス仕
		様のもの
		44,180円

別表若宮第2団地の項家賃月額の欄中「53,880円」を「52,180円」に改め、同表俣水第2団地の項家賃月額の欄中「30,880円」を「28,680円」に改める。

附則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

報告第15号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月6日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和4年度杵築市一般会計補正予算(第2号)・・・別冊

報告第16号

繰越明許費繰越計算書について

令和3年度杵築市一般会計予算のうち、令和4年度に別紙のと おり繰り越したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16 号)第146条第2項の規定により報告する。

令和4年6月6日提出

(一般会計-1)

令和3年度 杵築市一般会計繰越明許費繰越計算書

左の財源内訳 収入 未収入特定財源	特 定 財 源 国 県 支 出 金 地 方 債 そ の 他 № 別	000 1,524,000 1,523,000 1,500	000 71,191,000 51,555,000 19,636,000	000 148,410,000 148,409,000 1,000	000 1,504,000 1,503,000 1,503,000	000 1,200,000 120,000 828,000	000 12,284,000 35,000 8,599,000 1,500,000 2,150,000	
垫		改修) 3,580,000	71,191,000	住民税非課税世帯等に対す る臨時特別給付金給付事業 546,422,000 148,410,000	子育で世帯等臨時特別支援 事業 1,504,000 1,504,000		水産物供給基盤機能保全 事業 12,284,000	新型コロナウイルス対策事業 (第2弾プレミアム付商品券) 78 311 000 78 311 000
	2. 3. 総務費 戸籍住民登録費 マイナン	2. 5. 5.		生費 社会福祉費	3. 2. R.	5.	5. 3. 農林水産業費 水産業費 水産物%	6. 1. 第型コロ

(一般会計-2)

令和3年度 杵築市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)	. 般 財 源	27,000	90,179	43,000	990,000	33,888	87,000	750,000
	その 色							
	左の財源内訳 未収入特定財源 地 方 債	27,600,000	16,400,000	4,200,000	1,100,000	6,800,000	100,000	
	国県支出金	35,960,000	17,458,000	4,459,000	1,223,000	8,916,000	3,620,000	750,000
	既 収 入特定財源		27,821			32,112	423,000	
	翌年度繰越額	翌年度繰越額 63,587,000		8,702,000	2,389,000	15,782,000	4,230,000	1,500,000
	繰越明許費 設 定 額	66,272,000	34,320,000	9,458,000	2,801,000	109,011,000	4,230,000	1,500,000
	事業名	市駅錦江橋線道路改良事業	社会資本整備総合交付金(鹿倉線)	社会資本整備総合交付金 (重永吉野渡線)	社会資本整備総合交付金 (法面等長寿命化修繕事業)	道路メンテナンス補助事業 (橋梁等長寿命化修繕事業)	急傾斜地崩壊対策事業	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境ハード補助)
	直	2. 道路橋梁費	2. 道路橋梁費	2. 道路橋梁費	2. 道路橋梁費	2. 道路橋梁費	3. 河三貴	6. 都市計画費
	款	7. 土木費	7. 土木貴	7. 土木費	7. 土木費	7. 土木費	7. 土木費	7. 土木費

(一般物計一)

令和3年度 杵築市一般会計繰越明許費繰越計算書

⊕[浜	长	00	0	99	00	33
(単位:円)		书		4,725,000	1,575,000	4,892,766	14,910,000	50,295,833
			の他					0
; ;	左の財源内訳	未収入特定財源	方 債 そ			1,100,000	9,700,000	68,500,000
	左の	未収	国県支出金地	4,725,000	1,575,000	38,974,000	16,901,000	424,234,000
		既 収 入	特定財源国			813,234		1,451,167
	翌年度繰越額即			9,450,000	3,150,000	45,780,000	41,511,000	544,481,000
	繰越明許費 設 定 額			9,450,000	3,150,000	62,761,000	67,930,000	1,085,375,000
	事業名			*		1. 農林水産業施設 耕地災害復旧事業 災害復旧費 (現年補助分)	2. 公共土木施設災 公共土木災害復旧事業 害復旧費 (現年補助分)	十 十
	款項			2. 小学校費	3. 中学校費	1. 農林水産業施設 災害復旧費	2. 公共土木施設災 害復日費	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -
				9. 教育費	9. 教育費	10. 災害復旧費	10. 災害復旧費	

報告第17号

繰越計算書について

令和3年度杵築市水道事業会計予算のうち、令和4年度に別紙のとおり繰り越したので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により報告する。

令和4年6月6日提出

(上水道一1)

令和3年度 杵築市水道事業会計予算繰越計算書

(単位:円)		説 明	取水施設での 水質試験結果 において色度 を改善する施 設を追加する 必要が生じた ため。	地元の協議に 不測の時間を 0 要したため。	
		不用額	0	0	0
		損益勘定 留保資金	22,660,000	7,260,000	29,920,000
	左の財源内訳	工事負担金	0	0	0
		企業債	0	0	0
	翌任中	<u>サイク</u> 繰越額	22,660,000	7,260,000	29,920,000
	4 光 崇 然	人; ^{1,7,} 143,15 発生額	0	0	0
りの繰越額		予算計上額	22,660,000	7,260,000	29,920,000
地方公営企業法第26条第1項の規定によろ建設改良費の繰越額		事業名	大久ポンプ室施設工事	中平久保畑線配水管布設替工事	# 4
業法第26条第三		項	1. 資本的支出 建設改良費	1. 1.	水道事業会計
地方公営企		款	1. 資本的支出	1. 資本的支出	

報告第18号

繰越計算書について

令和3年度杵築市下水道事業会計予算のうち、令和4年度に別紙のとおり繰り越したので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により報告する。

令和4年6月6日提出

(下水道一1)

令和3年度 杵築市下水道事業会計予算繰越計算書

$\widehat{\mathbb{H}}$		明	対ナの民則た象る延更のた		Ê		祖	では、いる。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	
(単位:円)		説即	政築更新対象 機器における 検討期間の延 長、設計変更 により、不測の 日数を要した ため。		(単位:円)		説明	新型コロナウイルス感染症の影響により、機械の修繕に の関連であり、必要な部品の 納期が遅れたため、 ため。	
		不用額	0	0			不用額	0	0
		損益勘定 留保資金	1,275,000	1,275,000			損益勘定 留保資金	8,140,000	8,140,000
	原内訳	工事負担金	0	0		原内訳	工事負担金	0	0
	左の財源内訳	企業債	9,600,000	9,600,000		左の財源内訳	企業債	0	0
		国庫補助金	13,125,000	13,125,000			国庫補助金	0	0
	38 4 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	立十 <i>侯</i> 繰越額	24,000,000	24,000,000		翌年底	繰越額	8,140,000	8,140,000
	支払義務 発 生 額		0	0		专扒業務	<u> </u>	0	0
の繰越額	予算計上額		予算計上額		 始 越 額		予算計上額	8,140,000	8,140,000
地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額		事業名	ストックマネジメント対策実 施業務(処理場水処理施 設)	#= ~= #=	地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額		事業名	杵築終末処理場曝気装置 修繕工事	#-
業法第26条第1		項	1. 建設改良費	下水道事業会計	業法第26条第2		鬥	1. 営業費用	下水道事業会計
地方公営企		款	1. 資本的支出		地方公営企		款	1. 事業費用	

報告第19号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月6日提出

専 決 処 分 書

本市が管理する市道上で発生した物損事故について、地方自治 法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年5月10日

杵築市長 永 松 悟

記

市は、相手方に与えた事故による損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

1 損害賠償の相手方 住所 ■■■■■■■■■■■■■■■

氏名 ■■■■■■■■■■■■

2 事故発生年月日 令和4年4月16日

3 事故発生場所 杵築市大字南杵築 市道 下原煙硝倉線

4 事故原因・状況

相手方車両が上記の道路を後退中、突然道路が陥没し、車両右前部の車輪がはまり、車輪及び車体下部を損傷した。

5 示談の内容及び損害賠償の額

市の過失割合は100%となり、市は、損害賠償金として、相手方車両の修繕料105,875円及びレッカー代32,450円を支払う。